した額

a16　平成31年改正前地方税法附則第12条の２の２第２項第２号に規定する石油ガス自動車の乗用車のうち自家用の軽自動車であるものについて、平成30年度における当該市町村の属する都道府県の自動車取得税の軽減額として総務大臣が調査した額

a17　平成31年改正前地方税法附則第12条の２の４第２項第３号に規定する石油ガス自動車の乗用車のうち自家用の軽自動車であるものについて、平成30年度における当該市町村の属する都道府県の同項の規定により取得価額から控除された額として総務大臣が調査した額

a18　平成31年改正前地方税法附則第12条の２の４第２項第３号に規定する石油ガス自動車の乗用車のうち自家用の軽自動車であるものについて、平成30年度における当該市町村の属する都道府県の同項の規定により控除された後の取得価額として総務大臣が調査した額

a19　平成31年改正前地方税法附則第12条の２の２第４項第２号に規定する石油ガス自動車の乗用車のうち営業用の軽自動車であるものについて、平成30年度における当該市町村の属する都道府県の自動車取得税の軽減額として総務大臣が調査した額

a20　平成31年改正前地方税法附則第12条の２の４第３項第３号に規定する石油ガス自動車の乗用車のうち営業用の軽自動車であるものについて、平成30年度における当該市町村の属する都道府県の同項の規定により取得価額から控除された額として総務大臣が調査した額

a21　平成31年改正前地方税法附則第12条の２の４第３項第３号に規定する石油ガス自動車の乗用車のうち営業用の軽自動車であるものについて、平成30年度における当該市町村の属する都道府県の同項の規定により控除された後の取得価額として総務大臣が調査した額

a22　平成31年改正前地方税法附則第12条の２の２第４項第２号に規定する石油ガス自動車の乗用車のうち自家用の軽自動車であるものについて、平成30年度における当該市町村の属する都道府県の自動車取得税の軽減額として総務大臣が調査した額

a23　平成31年改正前地方税法附則第12条の２の４第３項第３号に規定する石油ガス自動車の乗用車のうち自家用の軽自動車であるものについて、平成30年度における当該市町村の属する都道府県の同項の規定により取得価額から控除された額として総務大臣が調査した額

a24　平成31年改正前地方税法附則第12条の２の４第３項第３号に規定する石油ガス自動車の乗用車のうち自家用の軽自動車であるものについて、平成30年度における当該市町村の属する都道府県の同項の規定により控除された後の取得価額として総務大臣が調査した額

a25　平成31年改正前地方税法附則第12条の２の２第６項第２号に規定する石油ガス自動車の乗用車のうち営業用の軽自動車であるものについて、平成30年度における当該市町村の属する都道府県の自動車取得税の軽減額として総務大臣が調査した額

a26　平成31年改正前地方税法附則第12条の２の４第４項第３号に規定する石油ガス自動